

再任用制度説明資料【小・中学校】

（平成30年度版）

埼玉県教育局

目次

I	再任用制度の概要について	1
1	制度の背景	
2	制度の特徴	
3	再任用職員の勤務条件等	
4	その他	
II	再任用制度の内容について	2
1	対象となる者	
2	再任用職員の職務内容	
3	勤務時間	
4	休暇	
5	任期	
III	今後の手続き・日程等について	4
1	再任用意向調査票等の提出	
2	選考	
3	選考結果の通知	
4	配属校の決定	
IV	給料・諸手当について	6
1	給料	
2	諸手当	
V	再任用と老齢厚生（退職共済）年金について	8
1	年金支給開始年齢図	
2	私たちが受ける年金（老齢給付）	
3	再任用の場合の老齢厚生（退職共済）年金	
4	加給年金額	
5	20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の年金制度加入	
6	フルタイム再任用後の年金額の試算について	

(様式)

- ・ 再任用に関する意向調査票（兼選考申込書）
- ・ 健康診断証明書

I 再任用制度の概要について

1 制度の背景

- 本格的な高齢社会に対応し、高齢者のもつ知識・経験を活用していくことが、社会全体の重要な課題となっています。
- 平成25年度末60歳定年退職の教職員から「特別支給の退職共済年金（老齢厚生年金）」の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられています。
- 60歳で定年退職した教職員について、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続により生活を支えていく必要があります。

2 制度の特徴

- 定年前の勤務実績等に基づく選考により採用され、基本的には、定年前の職員と同様の職務に従事します。したがって、再任用後に従事する職務については、定年前の職員と同様の責任を担うこととなります。
- 高齢期における個人差に応じた勤務体系が可能となるように、短時間勤務の形態が設けられています。
- 国家公務員の制度に準じて、60歳代前半のライフステージに見合った給与水準が設定されています。

3 再任用職員の勤務条件等

(1) 採用方法

- 従前の勤務実績等に基づく選考を、任命権者において実施します。

(2) 服務・懲戒

- フルタイム勤務、短時間勤務職員とも、人事管理諸制度（服務・分限・公平・災害補償・職員団体等）については、定年前の職員と同様となります。
- 再任用職員が、採用前の常勤職員としての期間中又は以前の再任用職員としての期間中に懲戒事由に該当する行為を行っていた場合には、任命権者はその行為を理由として懲戒処分を行うことができます。

(3) 給与・福利厚生・勤務時間・休暇その他勤務条件等

次ページ以降を御覧ください。

4 その他

再任用職員とは別の制度ですが、退職後、初任者研修の代替や少人数指導等の業務を行う非常勤講師として勤務することもできます。退職後、非常勤講師を希望する場合には、所属校の校長と御相談ください。

II 再任用制度の内容について

1 対象となる者

- 平成31年度の再任用は、次に掲げる者が対象となります。
 - (1) 定年退職者
26年度末、27年度末、28年度末、29年度末、30年度末定年退職者
 - (2) 定年退職日以前に退職した者のうち次に掲げる者（生年月日が昭和29年4月2日以降の者で、定年年齢に達していることが要件）
 - ① 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までにある者
 - ② 上記①に該当する者として再任用されたことがある者

2 再任用職員の職務内容

- フルタイム、短時間勤務いずれの場合も、定数として扱い、定年前と同様の通常業務にあたります。
- 教育職については、教諭、養護教諭又は栄養教諭の業務に就いていただきます。
- 事務職員・学校栄養職員の場合、基本的には専門員として、在職中の知識や経験を活用できる業務に就いていただきます。ただし、主任専門員として、特に命ずる業務に就いていただく場合もあります。
- 短時間勤務の場合には、育児短時間勤務職員の補充として勤務いただく場合もあります。
- 現在、校長・教頭として勤務している職員が、引き続き同一校の校長・教頭として再任用される場合については、別途該当者にお知らせいたします。なお、校長・教頭として勤務している職員で、退職後、教諭としての勤務を希望する職員は、この説明資料により応募してください。

3 勤務時間

- フルタイム（週38時間45分）勤務の外、短時間勤務の場合は、

4週当たり	62時間	（フルタイムの5分の2	週15.5時間）
	77時間30分	（フルタイムの2分の1	週19.375時間）
	93時間	（フルタイムの5分の3	週23.25時間）
	124時間	（フルタイムの5分の4	週31時間）

の4つの形態です。
- 短時間勤務職員は月曜日から金曜日の間に週休日を設けることが可能で、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振ることとなります。

4 休暇

(1) 年次有給休暇

3月の定年退職後、引き続き4月から再任用される職員については、定年前に付与された日数となります。

再任用後の1月1日に付与される日数は、フルタイム勤務職員は、定年前と同様に20日となり、短時間勤務職員は、勤務時間数に比例して付与されます。

(2) 特別休暇

フルタイム勤務職員は、現行の常勤職員と同様に休暇が付与されます。また、短時間勤務職員は、「妊娠障害休暇」、「夏季休暇」、「出産補助休暇」、「ボランティア休暇」については、勤務日数等に比例して付与し、「結婚休暇」については、週休日を含んだ日数とします。

5 任期

- 4月1日から3月31日までの年度単位での任用を原則とし、1年未満の期間での任用は予定していません。

Ⅲ 今後の手続き・日程等について

1 再任用意向調査票等の提出

(1) 再任用に関する意向調査票

- 以下に該当する方は必ず提出してください。
 - ・平成30年度末定年退職予定者
 - ・現在再任用で勤務している者で、生年月日が昭和29年4月2日以降の者
 - 再任用に関する意向を「再任用に関する意向調査票」に記載し提出してください。なお、選考を希望する場合、この「再任用に関する意向調査票」が再任用選考の申込書となります。
 - 再任用選考を希望する場合、意向調査票の残りの欄も記入してください。
 - ・「採用以来の学校名・勤務期間等」欄は、履歴書に基づきこれまでの勤務校を記載してください。再任用として勤務した分は、学校名の右に（再）と記載してください。
 - ・「再任用に関する意向」の各欄は、それぞれ希望する内容を記入してください。職務の内容や配属先についての希望、希望する勤務形態についての補足説明等がある場合は「その他」欄に記入してください。これらの欄に記載された内容は、選考合格後、配属を決定する際の参考とします。なお、記入された意向に添えないこともありますのであらかじめ御承知置きください。
- ※ 短時間勤務の場合、他の再任用短時間勤務職員とペアを組んで勤務していただくこととなります（5分の3と5分の2、または2分の1が二人など）。そのため、他の職員の希望の状況によっては希望に添えないことがありますので、あらかじめ御承知置きください。

(2) 意向調査票提出期限等

(定年退職予定者及び現在再任用で勤務している者)

提出期限：平成30年8月31日（金）

提出先：所属長（校長）

(退職後期間を空けて希望する者)

提出期限：平成30年8月31日（金）（郵送可・必着）

提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局県立学校部教職員採用課長

(3) 健康診断に係る証明書（再任用希望者のみ提出願います）

- 選考に伴う健康状況の確認については、以下の健康診断書等の提出によります。

《 定年退職予定者及び現在再任用で勤務している者 》

人間ドック又は定期健康診断の受診結果通知書の写しを、市町村教育委員会又は校長の原本証明の上、提出してください。なお、配布した診断書様式を使用しても構いません。

《 退職後期間を空けて希望する者 》

健康診断書を提出してください。

その際の診断費用は自己負担となります。診断書様式等は、配布したものを使用してください。

(4) 健康診断書にかかる証明書提出期限等

(定年退職予定者及び現在再任用で勤務している者)

提出期限：平成30年9月28日（金）

提出先：所属長（校長）

(退職後期間を空けて希望する者)

提出期限：平成30年9月28日（金）（郵送可・必着）

提出先：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県教育局県立学校部教職員採用課長

2 選考

- 在職中の勤務実績（勤務状況）、面接、健康状況に基づき実施します。
- 面接は、退職後期間を空けて再任用を希望する者を対象に実施します。その他の者は、埼玉県教育委員会が特に必要と認める場合に実施します。詳細については、別途通知します。

3 選考結果の通知

- 平成31年1月中旬までに再任用の適否を通知する予定です。
- 通知後、再任用に係る最終的な確認等を現在の服務監督権者である市町村教育委員会により実施する予定です。

4 配属校の決定

- 原則として、現在の服務監督権者である市町村教育委員会管轄下の学校が、再任用時の勤務校となります（現在の勤務校を含む。）。なお、これにより難しい場合は、教育事務所が調整します。
- 養護教諭の短時間勤務職員については、複数配置されている学校への配置を原則とします。
- 配属校については、人事異動内示の時期までにお知らせする予定です。

IV 給料・諸手当について

1 給料（平成30年4月1日現在）

- ・給料月額は、職務に応じて決定された職務の級による給料月額とし、昇給はしない。
- ・再任用職員の給料月額の例

給料表	職務の級	給料月額	職名
教育職給料表(2)	2級	270,700	教諭・養護教諭 ・栄養教諭
	3級	331,500	教頭
	4級	404,800	校長
事務職給料表	2級	214,800	専門員
	3級	254,800	主任専門員
学校栄養職給料表	3級	243,100	専門員
	4級	256,500	主任専門員

- ・短時間勤務職員の給料月額＝給料表の額 × $\frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間}}{38.75 \text{ 時間}}$
 (端数切捨)

2 諸手当（フルタイム、短時間勤務とも同じ。）

支給しない手当	支給する手当等*
扶養手当、住居手当、 へき地手当（準ずる手当を含む）、 再任用期間に係る退職手当	教職調整額、給料の調整額、地域手当、 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務 手当、義務教育等教員特別手当、期末 手当、勤勉手当、管理職手当、管理職 員特別勤務手当、単身赴任手当

※短時間勤務再任用職員の場合、勤務時間で按分した給料月額を基礎として算出するものや、手当額を勤務時間で按分するものがある。

・ 期末勤勉手当の支給割合は以下のとおりです。（平成30年4月現在）

○ 教育四級職員

	6月	12月	計
期末手当	0. 5 5月分	0. 7月分	1. 2 5月分
勤勉手当	0. 5 2 5月分	0. 5 2 5月分	1. 0 5月分
計	1. 0 7 5月分	1. 2 2 5月分	2. 3月分

○ 教育四級職員以外の職員

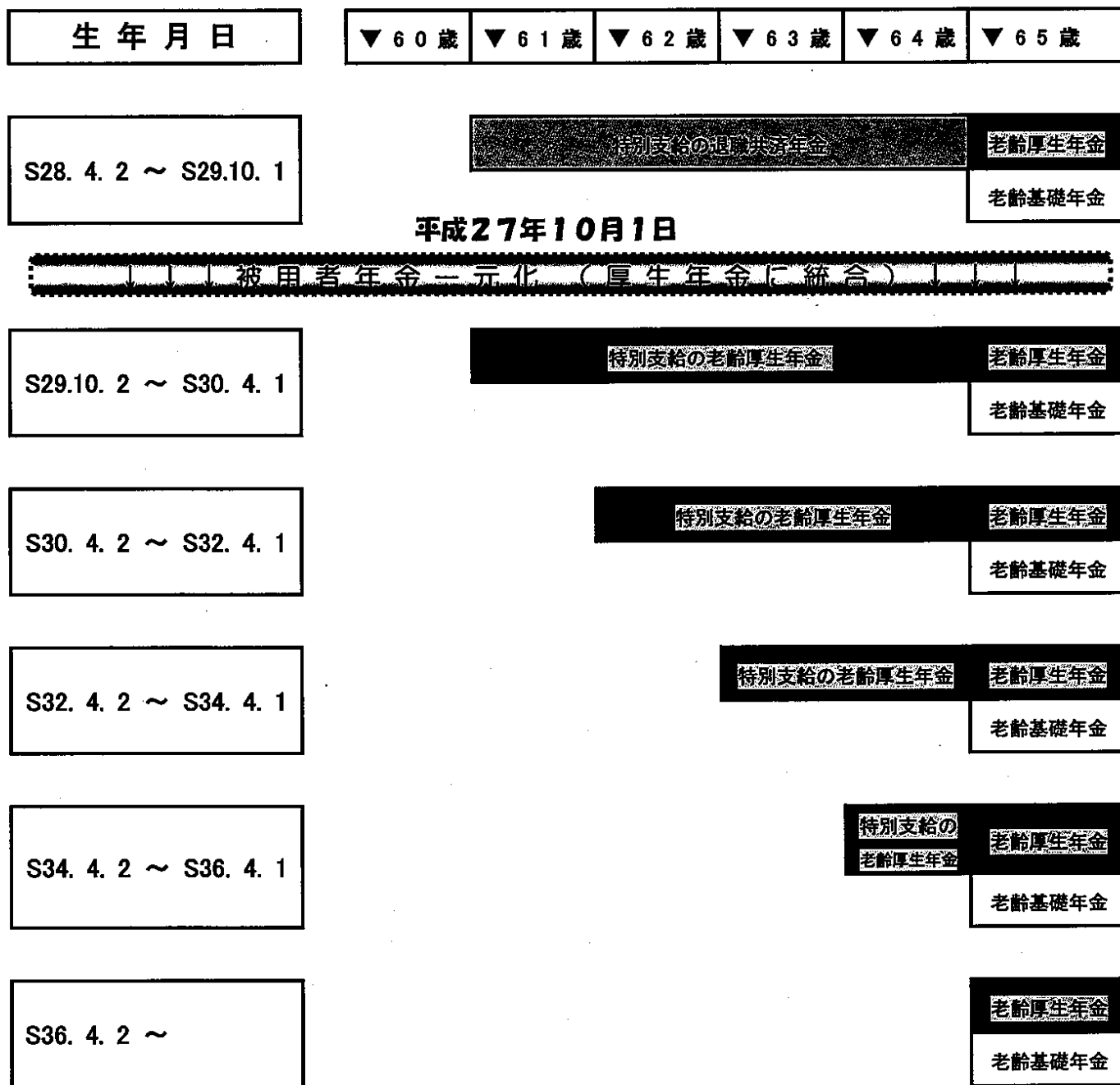
	6月	12月	計
期末手当	0. 6 5月分	0. 8月分	1. 4 5月分
勤勉手当	0. 4 2 5月分	0. 4 2 5月分	0. 8 5月分
計	1. 0 7 5月分	1. 2 2 5月分	2. 3月分

※1 役職段階別加算については、定年前職員と同様（ただし、在級職要件を除く。）

※2 前年度の人事評価結果を次年度の勤勉手当に反映します。表に掲げているのは、標準の率です。

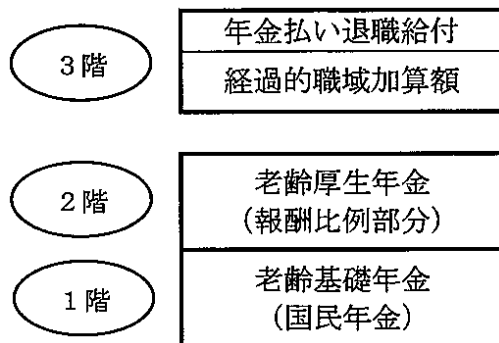
V 再任用と老齢厚生(退職共済)年金について

1 年金支給開始年齢図



- 被用者年金一元化
平成27年10月1日以降に決定する年金は、「特別支給の老齢厚生年金」となりました。
また、65歳からは「老齢厚生年金」へと変わりました。
- 障害者の特例
特別支給の老齢厚生年金受給者が、被保険者（厚生年金保険に加入）でなく、かつ障害等級3級以上程度の状態にある方は、定額部分の額（老齢基礎年金相当部分）が加算されます。
- 長期加入者の特例
特別支給の老齢厚生年金受給者が、被保険者（厚生年金保険に加入）でなく、かつ組合員期間が44年以上ある方は、定額部分の額（老齢基礎年金相当部分）が加算されます。

2 私たちが受ける年金(老齢給付)



年金制度は3階建て

1階部分は、基礎年金(国民年金)です。
被用者年金制度の一元化により、平成27年10月1日に共済年金制度は厚生年金制度に統一され、教職員も2階部分が厚生年金になりました。

3階部分は、共済組合独自の年金給付です。

【3階部分の年金】

●経過的職域加算額とは？

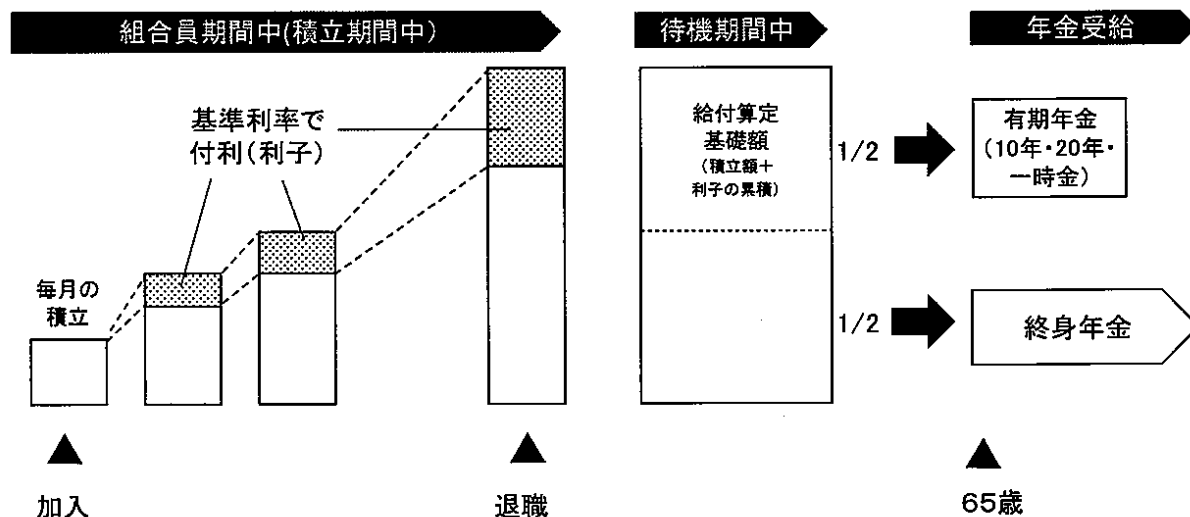
被用者年金一元化により、旧3階部分である「職域年金相当部分」が廃止されました。しかし、一元化前の平成27年9月30日以前の組合員期間がある方には、経過措置として、その組合員期間に応じた給付が「経過的職域加算額」として支給されます。

(注) 一元化前に決定された「職域年金相当部分」と一元化後に決定された「経過的職域加算額」をこの資料の次ページ以降では、共に「職域年金」と記します。

●年金払い退職給付とは？

被用者年金一元化により廃止された「職域年金相当部分」に代わり新たに創設されました。平成27年10月以降の組合員期間については「年金払い退職給付」を受けることとなります。

年金払い退職給付の積立時と給付時のイメージ



- 将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金)で積み立てていく「積立方式」で運営します。
- 半分は「有期年金」、半分は「終身年金」で、65歳から支給されます。60歳からの繰上げ・70歳までの繰下げも可能です。
なお、1年以上の引き続き組合員期間を有し、退職していることが要件です。
- 有期年金の受給期間は、20年または10年から選択できます。(一時金の選択も可能です。)
- 利子は、国債利回りに連動して付利、毎年10月に改定され、併せて年金を計算する際の率も改定されます。そのため、年金額も毎年変動することになります。

3 再任用の場合の老齢厚生(退職共済)年金

現在、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金を受給している方、または決定している方がフルタイム再任用や短時間再任用により年金制度(社会保険)に加入している場合は、年金と賃金等により年金の全部または一部が支給停止となる場合があります。

次の条件に該当する短時間労働者は、社会保険が適用されます。

- ① 週の所定労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 従業員501人以上の企業、国又は地方公共団体、もしくは厚生年金保険を適用することについての労使合意に基づく申し出が行われ、受理された場合

※ 埼玉県の週20時間以上の短時間再任用は、社会保険に加入します。

【働き方による年金の停止】

決定年金	年金決定後の再任用形態等		年金の支給停止
	再就職先等	加入制度	
老齢厚生年金 (S29.10.2～生まれ) 退職共済年金 (～S29.10.1生まれ)	フルタイム再任用	厚生年金 〔公立学校 共済組合〕	全額停止 職域年金 職域年金全額支給
	・短時間再任用 ※ 週20時間以上で社会保険の適用有り。 ・臨時的任用 ・民間企業等	厚生年金 〔日本年金 機構〕	
	上記以外の短時間再任用 非常勤、パート等	なし	(賃金の大小にかかわらず)年金は全額支給

※1 総報酬月額相当額＝再任用後の標準報酬月額と過去1年間の標準賞与額の1/12の合計額

※2 年金の基本月額＝老齢厚生(退職共済)年金の年金額のうち、報酬比例部分の額の1/12の額(職域年金部分の額を除く。)

ポイント!

年金制度(社会保険)に加入しない場合は、収入金額にかかわらず、年金は全額支給されます。

(1) フルタイム再任用の場合

フルタイム再任用期間中に、年金支給開始年齢に達する場合、特別支給の老齢厚生年金の決定請求手続きを行います。(年金額は下図の期間Aで計算)

65歳に達した時は本来支給の老齢厚生年金へ切り替えるための請求手続きを行います。(年金額は期間Bを追加して再計算)

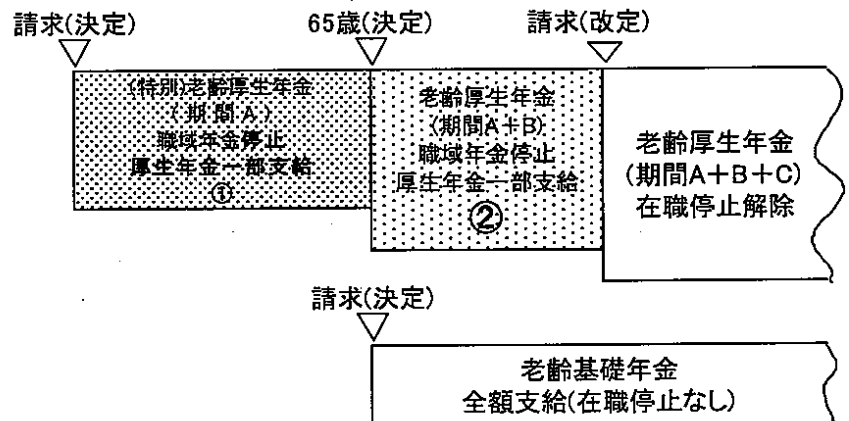
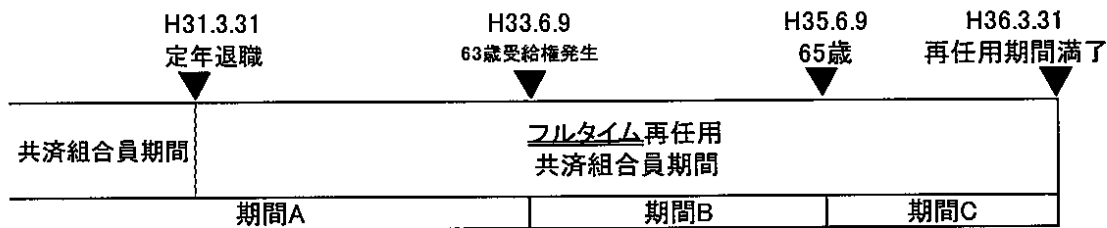
さらに再任用期間満了時には、改定請求手続きを行います。(年金額は期間Cを追加して再計算)

フルタイム再任用期間中の手続きは、福利課から各所属を經由して連絡します。

再任用の期間満了前に退職する場合や年金支給開始年齢前に再任用期間が満了する場合は、手続きをご案内しますので、福利課年金担当まで連絡してください。

〔フルタイム再任用の年金の支給事例〕

昭和33年6月10日生まれで、平成31年3月31日定年退職し、5年間フルタイム再任用となった場合。



① 職域年金は、全額停止となります。厚生年金は、年金(基本月額)と給与(総報酬月額相当額)を合わせて、28万円を超える額の1/2の額が支給停止されます。



② 職域年金は、全額停止となります。厚生年金は、年金(基本月額)と給与(総報酬月額相当額)を合わせて、46万円を超える額の1/2の額が支給停止されます。

(2) 短時間再任用(週20時間以上勤務)の場合

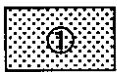
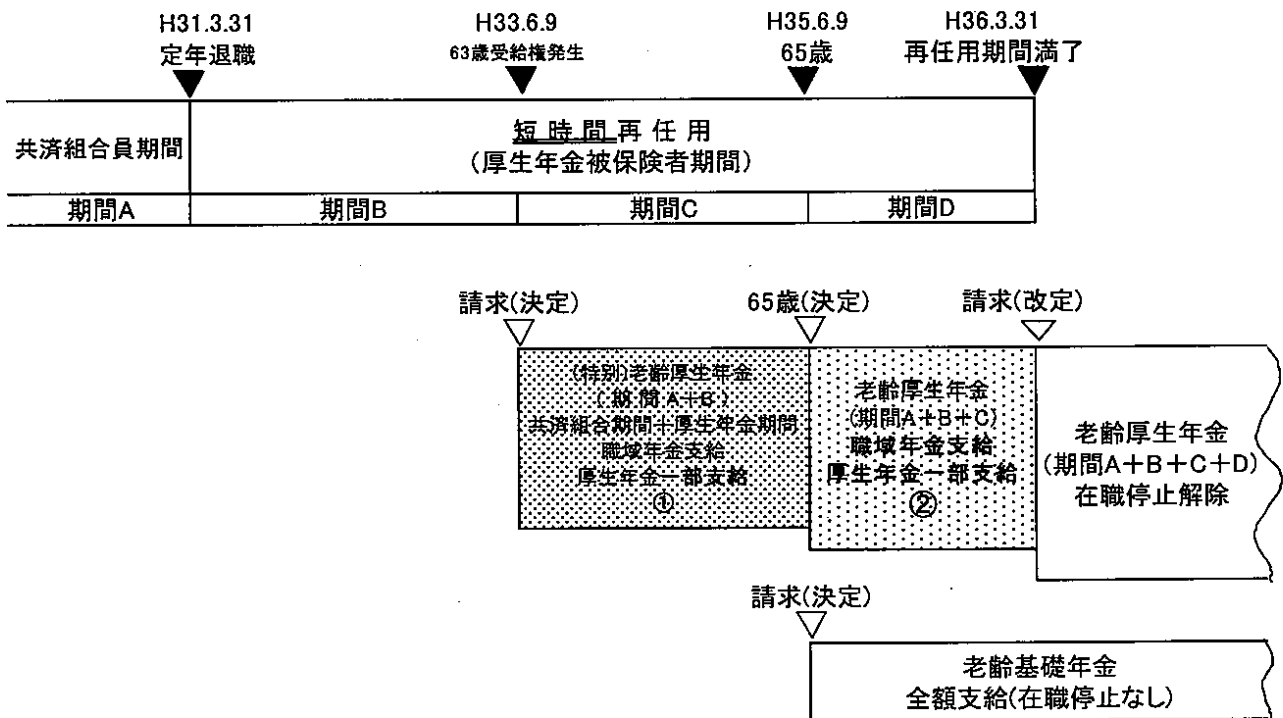
短時間再任用期間中に、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達する場合は、老齢厚生年金の請求手続きが必要となります。

請求書は日本年金機構から自宅に送付されます。

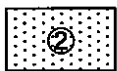
老齢厚生年金の請求は、共済組合又は年金事務所のいずれか希望する窓口へ提出すれば完了となります。

〔短時間再任用(週20時間以上勤務)の年金の支給事例〕

昭和33年6月10日生まれで、平成31年3月31日定年退職し、5年間、短時間再任用(週20時間以上勤務)となった場合。



① 職域年金は、全額支給されます。厚生年金は、年金(基本月額)と給与(総報酬月額相当額)を合わせて、28万円を超える額の1/2の額が支給停止されます。



② 職域年金は、全額支給されます。厚生年金は、年金(基本月額)と給与(総報酬月額相当額)を合わせて、46万円を超える額の1/2の額が支給停止されます。

(3) 短時間再任用(週20時間未満勤務)の場合

年金制度は未加入となり、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給停止はありません。

(4) 年金の支給停止額の計算方法

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{①年金の基本月額} + \text{②総報酬月額相当額} - \text{③支給停止調整額}) \times 1/2$$

- ① 年金の基本月額 報酬比例部分の額 ÷ 12（職域年金部分の額は除く。）
- ② 総報酬月額相当額
標準報酬月額 + その月以前1年間の賞与等（期末・勤勉手当等）の総額 ÷ 12
※「標準報酬月額」には、給料のほか諸手当も含まれます。
- ③ 支給停止調整額 65歳まで：28万円 65歳から：46万円
(給与や物価の変動に応じて改定される場合があります。)

〔支給停止額の計算例〕

昭和33年6月10日生、平成31年3月末で60歳定年退職、平成31年4月から再就職して、厚生年金保険に加入。平成33年6月9日(63歳)で特別支給の老齢厚生年金の受給権発生。

- ① 年金の基本月額 63歳時点の年金額（平成33年7月～）
特別支給の老齢厚生年金 1,690,000円
内訳 [報酬比例部分 1,440,000円……停止計算対象
職域年金部分 250,000円……全額支給
1,440,000円 ÷ 12 = 120,000円
- ② 総報酬月額相当額 平成33年7月標準報酬月額 300,000円、
平成33年6月賞与 280,000円 平成32年12月賞与 320,000円
300,000円 + (280,000円 + 320,000円) ÷ 12 = 350,000円

$$65歳までの支給停止額 = (\text{①}120,000\text{円} + \text{②}350,000\text{円} - \text{③}280,000\text{円}) \times 1/2 = \text{95,000円 (月額)}$$

$$65歳からの支給停止額 = (\text{①}120,000\text{円} + \text{②}350,000\text{円} - \text{③}460,000\text{円}) \times 1/2 = \text{5,000円 (月額)}$$

4 加給年金額 (福利のしおり H30年度版 P.97~98参照)

厚生年金の加入期間が20年以上ある者が、65歳^(注)に達したとき、生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳の年度末までの子、20歳未満の障害のある子があるときに支給されます。

(注) 65歳未満でも障害者の特例・長期加入者の特例の該当者に対象者がいるときは支給されます。

<配偶者 389,800円、子2人まで1人につき224,300円、3人目から1人につき74,800円>

※ 加給年金額は、年金が一部でも支給されている間は全額支給となります。ただし、年金が全額支給停止されると加給年金額も全額支給停止となります。

5 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の年金制度加入

再任用の形態により被扶養配偶者の年金の手続きが異なります。

再任用の形態	被扶養配偶者の国民年金の取扱い (教職員が65歳未満の場合※)
退職後、引続きフルタイム勤務	国民年金第3号被保険者となります。手続きは不要です。
退職後、期間を空けてフルタイム勤務	国民年金第3号被保険者となります。勤務先で被扶養者認定の手続きを行ってください。
週20時間以上の短時間勤務	国民年金第3号被保険者となります。勤務先で被扶養者認定の手続きを行ってください。
週20時間未満の短時間勤務	国民年金第1号被保険者となります。お住まいの市区町村役場で手続きを行ってください。 (参考：平成31年度 国民年金保険料 1か月16,410円)

※ 教職員が65歳に達したとき、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金第1号被保険者となります。お住まいの市区町村役場で手続きを行ってください。

資料 1

<65歳未満の在職老齢年金 支給月額早見表>

(単位:万円)

年金の 基本月額	総報酬月額相当額													
	10万円	13万円	16万円	19万円	22万円	25万円	28万円	31万円	34万円	37万円	40万円	43万円	46万円	
1万円	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0	0	0	0	0	0	
2万円	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	0	0	0	0	0	0	
3万円	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	0	0	0	0	0	0	
4万円	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.5	2.0	0.5	0	0	0	0	0	
5万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	2.5	1.0	0	0	0	0	0	
6万円	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.5	3.0	1.5	0	0	0	0	0	
7万円	7.0	7.0	7.0	7.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0	0	0	0	
8万円	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0	0	0	0	0	
9万円	9.0	9.0	9.0	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0	0	0	0	
10万円	10.0	10.0	10.0	9.5	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0	0	0	
11万円	11.0	11.0	11.0	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0	0	0	0	
12万円	12.0	12.0	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0	0	0	
13万円	13.0	13.0	12.5	11.0	9.5	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0	0	
14万円	14.0	14.0	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0	0	0	
15万円	15.0	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0	0	
16万円	16.0	15.5	14.0	12.5	11.0	9.5	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0	
17万円	17.0	16.0	14.5	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	1.0	0	
18万円	18.0	16.5	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0	

年金の調整が発生するライン

65歳未満の年金支給停止額の計算=(年金の基本月額+総報酬月額相当額-支給停止調整額)×1/2
280,000円

<65歳以上の在職老齢年金 支給月額早見表>

(単位:万円)

年金の 基本月額	総報酬月額相当額													
	10万円	13万円	16万円	19万円	22万円	25万円	28万円	31万円	34万円	37万円	40万円	43万円	46万円	
1万円	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	
2万円	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	
3万円	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.5	
4万円	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.5	2.0	
5万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	2.5	
6万円	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.5	3.0	
7万円	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.5	5.0	3.5	
8万円	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.0	5.5	4.0	
9万円	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	7.5	6.0	4.5	
10万円	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	9.5	8.0	6.5	5.0	
11万円	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	10.0	8.5	7.0	5.5	
12万円	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	
13万円	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	12.5	11.0	9.5	8.0	6.5	
14万円	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	
15万円	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	7.5	
16万円	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0	15.5	14.0	12.5	11.0	9.5	8.0	
17万円	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	16.0	14.5	13.0	11.5	10.0	8.5	
18万円	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	16.5	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	

年金の調整が発生するライン

65歳以上の年金支給停止額の計算=(年金の基本月額+総報酬月額相当額-支給停止調整額)×1/2
460,000円

共通事項

年金の基本月額 : 報酬比例部分の1/12(職域年金部分は除く)

総報酬月額相当額 : 標準報酬月額+標準賞与額(過去1年間の賞与等)の1/12

※ この早見表は、報酬比例部分の支給額です。短時間勤務の場合は、この他に職域年金部分が支給されます。

平成33年度 勤務形態別の年間収入モデル（教育職(2)2級の場合）

＜条件＞ 平成30年度定年者 昭和33年4月15日生まれ
 給料及び期末勤勉手当は、平成30年度のモデルケース
 老齢厚生年金は、63歳支給開始につき平成33年5月から11か月分の見込み額（誕生日により異なる）

	支給内容	金額(万円)	備考
フルタイム 共済組合員	給料及び期末勤勉手当	454	
	老齢厚生年金	8	年金一部支給 職域年金全額停止
	合計	462	
短時間勤務(4/5) 4週当たり 124時間 社会保険適用	給料及び期末勤勉手当	363	
	老齢厚生年金	71	年金一部支給停止 職域年金全額支給
	合計	434	
短時間勤務(3/5) 4週当たり 93時間 社会保険適用	給料及び期末勤勉手当	272	
	老齢厚生年金	117	年金一部支給停止 職域年金全額支給
	合計	389	
短時間勤務(1/2) 4週当たり 77時間30分 社会保険適用なし	給料及び期末勤勉手当	227	
	老齢厚生年金	155	年金全額支給
	合計	382	
短時間勤務(2/5) 4週当たり 62時間 社会保険適用なし	給料及び期末勤勉手当	181	
	老齢厚生年金	155	年金全額支給
	合計	336	

※ 老齢厚生年金は、教諭で38年勤続の平均的なケースで、厚生年金相当部分144万円、職域年金相当部分25万円で見込んであります。

6 フルタイム再任用後の年金額の試算について

福利課年金担当では、フルタイム再任用後の年金額の試算を行っています。試算を御希望の方は、下記依頼書に82円切手を貼付した返信用封筒を添えて福利課年金担当までお送りください。

<送付先>

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課年金担当 電話 048(830)6688

老 齢 厚 生 年 金 試 算 依 頼 書 (フルタイム再任用職員希望者用)

平成 年 月 日

福利課年金担当 あて

現在の所属所名			組合員氏名	
所属所コード			組合員証番号	
現在の職名		生年月日	昭和	年 月 日
試算希望時点	<input type="checkbox"/> 平成32年3月31日 <input type="checkbox"/> 平成33年3月31日 <input type="checkbox"/> 平成34年3月31日 <input type="checkbox"/> 平成35年3月31日 <input type="checkbox"/> 平成36年3月31日 <p>※希望時点の□の中に✓を付してください(いくつでもかまいません)。</p>			
送付先住所	〒			
連絡先電話番号	()			

この資料の内容や再任用制度についてのお問い合わせは、以下の次の担当課へ御連絡ください。

☆ 再任用制度全般及び運用に関すること

県教育局市町村支援部小中学校人事課 人事・学事担当

TEL 048-830-6937

☆ 再任用選考に関すること

県教育局県立学校部教職員採用課 採用試験担当

TEL 048-830-6795

☆ 給料・諸手当に関すること

県教育局教育総務部教職員課 給与制度担当

TEL 048-830-6667

☆ 年金に関すること

県教育局教育総務部福利課 年金担当

TEL 048-830-6688

再任用に関する意向調査票(兼選考申込書)

勤務校名			所属教育委員会名		
ふりがな 氏名 生年月日 (H31.4.現在)	昭和 年 月 日 (歳)			印	職名
				職員番号	
現在の勤務形態	1 本採用 2 再任用 3 既退職者				

再任用について	1 希望し、選考を申し込みます。 2 希望しません。
---------	-------------------------------

※「1」と回答した方は、以下について記入してください。

採用以来の 学校の 校名・ 勤務 期間等	学校(所属)名	勤務期間	年	月	職名	主な校務分掌・担当教科
						担任学年(教諭のみ)
						ア 学年(担任・副担任) イ 担任外 ウ 通級指導
						免許(教科)・資格
採用以来の勤務年月数		年 月				
現住所	Tel			通勤方法 所要時間	方法(時間 分)	
親族中の 教育関係者	氏名	年齢	続柄	勤務先学校名等		

再任用に関する 意向	勤務形態	○ 勤務形態について希望順をお答えください(※原則3つ以上記入)。				
		1 フルタイム 2 4週につき124時間 ・短時間勤務(フルタイムの4/5・旧週32時間) 3 4週につき93時間 ・短時間勤務(フルタイムの3/5・旧週24時間) 4 4週につき77時間30分 ・短時間勤務(フルタイムの1/2・旧週20時間) 5 4週につき62時間 ・短時間勤務(フルタイムの2/5・旧週16時間)				
		第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
採用希望地	()市・町・村	自動車通勤の可否		可 ・ 否		
	()市・町・村	その他				
	()市・町・村					
	()市・町・村					

退職後、期間を空けて、再任用を希望する方は、以下に記入してください。
(定年退職後、引き続いての再任用を希望する方は、記入する必要はありません。)

教員（校長・教頭・教諭等）

私は、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める事項に該当しません。

平成 年 月 日

自筆署名 _____

事務職員・学校栄養職員

私は、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しません。

平成 年 月 日

自筆署名 _____

「再任用に関する意向調査票」の記入について

1 記入上の注意

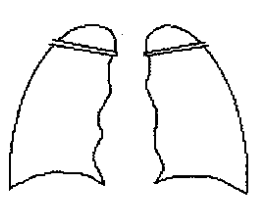
- (1) 記入日現在で記入してください。ただし、年齢及び勤務年月数は、平成31年4月1日現在で記入してください。
- (2) 「勤務校名」「所属教育委員会名」「職名」は、現職者（現再任用者を含む）は現在の所属校名・職名等を、退職後期間を空けて希望する方は退職時のものを、「〇〇市立〇〇小学校」「〇〇市」「教諭」のように記入してください。
- (3) 「親族中の教育関係者」は、3親等以内の親族（血族・姻族）について記入してください。
- (4) 「勤務形態」及び「採用希望地」についての意向は、原則として3つ以上お書きください。
- (5) 「その他」は、その他特に希望する事項について記入してください。

2 提出部数 1部（原本）

健康診断証明書

※ 太線内は受診者本人が記入してください。

ふりがな 氏名		性別		生年月日	昭和 年 月 日
		年齢	歳	電話番号	()
現住所					

既往歴		身長	cm	体重	kg	
		視力	裸眼 右 矯正 右		左 左	
現 症	伝染性疾患		血圧	収縮期 拡張期		
	神経系疾患			(1) mmHg mmHg		
	循環器系疾患			(2) mmHg mmHg		
	腎臓疾患		尿検査	蛋白	- ± + ++ +++	
	肝臓疾患			糖	- ± + ++ +++	
	代謝・内分泌疾患		聴打診			
	その他の疾患					
	精神障害					
	視覚障害					
		言語障害				
	機能障害					
胸部エックス線検査		その他の所見				
平成 年 月 日 撮影		勤務 支障なし・支障あり ()				
直接 No. _____						
所見なし 所見あり 精検指示 () か月以内 経過観察 () か月以内						

上記のとおりであることを証明する。

平成 年 月 日 医療機関名

医師氏名

印

《医療機関各位へのお願い》

この健康診断証明書は、埼玉県公立学校教職員再任用時に必要な書類です。下記事項を参照の上、御記入をお願いいたします。結果を記載する欄がないものについては、「その他の所見」欄への記入又は検査結果が記載されたものを添付してください。

記

① 既往歴・現症

本人の告知により、病名、発症時期、治療（治療終了又は治療中）、経過（経過観察中・完治）、特に就業上の可否または注意事項等を記入してください。

② 胸部エックス線

直接撮影で検査してください。（フィルムNo.を記入してください。）

異常所見がある場合は精密検査を実施し、フィルムを添付するか、別表「日本結核病学会病型分類に基づく病型」及び「指導区分」を記入してください。精密検査が不要（要経過観察など）の場合は、その旨を記入してください。

③ 視力

裸眼視力が0.7未満のときは、必ず矯正視力を検査してください。

矯正視力が0.7未満のときは、再矯正し、検査をしてください。再矯正の視力が0.7未満のときは、「現症（視覚障害）」欄に症状を記入してください。

④ 血圧

検査結果を記入してください。

検査の結果が、収縮期160mmHg以上、拡張期100mmHg以上のときは、安静座位にて再度検査し、その数値を記入してください。

安静座位の数値が収縮期160mmHg以上、拡張期100mmHg以上のときは、以下の項目について検査し、その結果を「その他の所見」欄に記入又は検査成績表を添付してください。

- ・尿定性検査（蛋白・糖）
- ・総コレステロール
- ・尿素窒素
- ・尿蛋白定量
- ・HDL-コレステロール
- ・クレアチニン
- ・尿沈査
- ・トリグリセライド（中性脂肪）

※尿定性検査が陰性の場合「尿蛋白定量」及び「尿沈査」を省略

⑤ 尿検査

○尿蛋白

+以上のときは、早朝尿により再検査をしてください。

早朝尿が陰性でない場合は以下の項目について検査し、その結果を「その他の所見」欄に記入又は検査成績表を添付してください。

- ・尿蛋白定量
- ・尿素窒素
- ・尿沈査
- ・クレアチニン

○尿糖

+以上のときは、食後2時間の尿により再検査をしてください。

食後2時間の尿が陰性でない場合は以下の項目について検査し、その結果を「その他の所見」欄に記入又は検査成績表を添付してください。

- ・血糖
- ・ヘモグロビンA1c

⑥ その他

上記の他、この健康診断証明書の記入に際し、必要なものがあれば検査をし、その結果を「その他の所見」欄に記入又は検査成績表を添付してください。

なお、勤務についての制限の有無について、必ず記入してください。

【連絡先】

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
教育局県立学校部教職員採用課
採用試験担当 (Tel.048-830-6795)